

表1 時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

時差出勤制度は、基本の勤務時間に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、勤務時間を割り振る制度です。申告に際して、理由は問いません。

早出・遅出制度は、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業時刻を繰り上げたり繰り下げたりすることができる制度です。

フレックスタイム制度は、割振り単位期間(4週間)を設定し、その単位期間内で1週間当たりの勤務時間数が38時間45分となるように割り振ることができる制度です。

(単位:団体)

区分	団体数	時差出勤制度		
		導入済	検討中	予定なし
県内市町村	62 (100%)	21 (33.9%)	5 (8.1%)	36 (58.1%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	476 (27.7%)	184 (10.7%)	1,061 (61.7%)

区分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村	62 (100%)	25 (40.3%)	4 (6.5%)	33 (53.2%)	28 (45.2%)	5 (8.1%)	29 (46.8%)	14 (22.6%)	3 (4.8%)	45 (72.6%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	790 (45.9%)	140 (8.1%)	791 (46.0%)	1,195 (69.4%)	134 (7.8%)	392 (22.8%)	193 (11.2%)	105 (6.1%)	1,423 (82.7%)

区分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
県内市町村	62 (100%)	1 (1.6%)	5 (8.1%)	56 (90.3%)	0 (0.0%)	4 (6.5%)	58 (93.5%)	0 (0.0%)	8 (12.9%)	54 (87.1%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	129 (7.5%)	121 (7.0%)	1,471 (85.5%)	77 (4.5%)	107 (6.2%)	1,537 (89.3%)	137 (8.0%)	180 (10.5%)	1,404 (81.6%)

区分	団体数	フレックスタイム制度		
		導入済	検討中	予定なし
県内市町村	62 (100%)	3 (4.8%)	8 (12.9%)	51 (82.3%)
全国市区町村 (指定都市除く)	1,721 (100%)	76 (4.4%)	270 (15.7%)	1,375 (79.9%)

(注) 1 ()内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

2 調査対象は、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている者(交替制等勤務職員は除く。)に適用される制度。

3 「時差出勤制度」は、令和6年度実施の調査から本項目を導入。

4 「時差出勤制度」を導入している団体において、「各種早出遅出制度」について、時差出勤制度よりも広範な勤務時間パターンを設定を行っている場合等、制度を存続させている団体については、「導入済」となっている。